

(案)

収入印紙貼付欄

契 約 書

事業名	千葉市市政情報モニター設置・運用事業
履行場所	千葉市総合政策局市長公室広報広聴課が指定する場所
契約期間	自 年 月 日 至 年 月 日
契約料	
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	
※「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条、地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、契約料に110分の10を乗じて得た額である。	
契約保証金	

上記の事業について、千葉市（以下「発注者」という。）と〇〇〇（以下「受注者」という。）は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約を締結し、信義に従って、誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を所有する。

年 月 日

発注者

千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長

印

受注者 住所（所在地）
商号又は名称
代 表 者

印

(案)

(総則)

- 第1条 発注者は、市政情報及び広告等を放映する機器である市政情報モニター（以下「モニター」という。）について、受注者に設置・運用させるものとする。
- 2 受注者は、この契約書のほか、千葉市広告掲載要綱及び千葉市広告掲載基準に従い、日本国の法令等を遵守し、この契約を履行しなければならない。

(モニターの放映内容)

- 第2条 モニターで放映する内容は、発注者が指定する行政情報及び受注者による募集のもと掲載が決定された広告で構成されるものとする。

(モニター設置場所等)

- 第3条 受注者は、発注者が仕様書により別に指定する場所にモニターを設置する。
- 2 受注者が設置するモニターの規格は、発注者が仕様書により別に定めるものとする。

(事業計画の策定及び協議)

- 第4条 受注者は、モニターの設置及び管理運用方法、実施体制、スケジュール、市政情報及び広告の放映に関する事項等についてあらかじめ発注者と協議し、当該事項を記載した事業計画書を発注者に提出しなければならない。
- 2 受注者は、モニターの規格変更等、事業計画を大幅に変更する場合は、事前に発注者と協議しその承認を得なければならない。
- 3 発注者が緊急性のある市政情報を提供する必要があるときは、事業計画の内容に関わらず、受注者は発注者の指示により対応するものとする。

(光熱費)

- 第5条 受注者は、モニターにかかる光熱費相当額を、発注者に支払うものとする。
- 2 前項に規定する光熱費相当額は、発注者が毎年度4月に積算し、受注者に通知するものとする。なお、モニターの設置台数等に変更が生じた場合は発注者と受注者が協議の上決定する。

(広告料)

- 第6条 受注者は、発注者が定めた1年度分の広告料と前条に定める光熱費相当額を、当該年度の4月末日までに発注者の発行する納入通知書により納付する。ただし、年度途中から広告の放映を開始する場合は、発注者の指定する日までに一括して支払うものとする。
- 2 広告料は、月額〇〇〇,〇〇〇円（市政情報モニター23基分、消費税及び地方消費税別途）とし、設置台数等に変更が生じた場合は発注者と受注者が協議の上決定する。
- 3 広告料に関する延滞金の取り扱いについては、千葉市税外収入金に係る延滞金の徴収に関する条例（昭和39年条例第34号）に定めるところによる。

(広告主及び広告内容の審査)

- 第7条 受注者は、第3条の規定に基づく広告の広告主の選定及び広告内容については、千葉市広告掲載要綱、千葉市広告掲載基準、政治及び選挙に関する広告の取扱基準及び関連法令（以下「千葉市広告掲載要綱等」という。）を遵守するとともに、事前に発注者の審査を受けその承認を得たものでなければ放映できない。
- 2 受注者は、第1項に定める審査を受けるため、放映する広告データ等の必要な資料を発注者の指定する日までに、発注者に提出するものとする。

(案)

- 3 発注者及び受注者は、広告主及び広告内容について施設の公共性、美観及び利用者への影響に配慮しなければならない。
- 4 受注者は、広告主を募るにあたっては、千葉市内の企業を優先するものとする。

(広告内容の修正)

- 第8条 発注者は、広告内容が千葉市広告掲載要綱等に違反しているとき及び施設で放映する広告としてふさわしくないと合理的な理由により判断したときは、いつでも、受注者に対して広告内容の修正を求めることができ、受注者はこれに従わなくてはならない。
- 2 前項の修正にかかる費用は、受注者が負担する。

(広告内容の変更)

- 第9条 受注者は、自己の都合により広告内容を変更するときは、事前に発注者と協議をし、その審査及び承認を得るものとする。

(広告内容についての責任)

- 第10条 受注者は、広告内容について、次の各号に定める事項を遵守する。
- (1) 広告内容に関する一切の責任及び負担は受注者が負うものとする。
 - (2) 広告内容が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告内容にかかる財産権のすべてにつき合理的な権利処理が完了していることについて保証すること。
 - (3) 発注者に対して第三者から広告活動に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、受注者の責任及び負担において解決するものとし、発注者は責任及び負担を負わないものとする。
 - (4) 広告内容等により発注者が受けたすべての損害について補償すること。

(受注者と広告主との契約)

- 第11条 受注者は、広告の放映にあたり、広告主との間で広告放映に関する契約を締結し、報酬等を受領できる。

(モニターの設置並びに市政情報等の制作及び放映)

- 第12条 モニターの設置・撤去及び市政情報等の制作・放映等に関する作業は、受注者が調整し実施するものとする。この場合において、作業に係る費用は受注者が負担する。

(一括再委託の禁止)

- 第13条 受注者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、業務の一部を第三者に委託する場合は、委任し、又は請け負わせる者の商号又は名称並びに住所、委任し、又は請け負わせる業務の範囲等を明らかにし、あらかじめその内容を発注者に通知しなければならない。

(モニター設置にあたっての留意事項)

- 第14条 受注者は、モニターの設置にあたっては、施設の維持管理及び災害時の避難誘導に支障とならない場所及び構造とするよう配慮しなければならない。
- 2 受注者は、モニターの落下及び破損等により、施設利用者等に危険を生じさせることのないようにしなければならない。
 - 3 発注者は、受注者に対して、第1項及び第2項の留意事項についての助言及び指導を行うことができ、受注者はその助言及び指導に従わなくてはならない。なお、当該助言及び指導に従うことによつ

(案)

て生じる経費は、受注者が負担する。

- 4 モニターの設置及び撤去に関する作業は、発注者及び受注者の希望日時を事前に調整したうえで、発注者が指定する日時に行うものとする。
- 5 受注者は、モニターの外観について、周辺的美観に配慮し、公共施設への設置に適した仕様にしなければならない。
- 6 発注者及び受注者は、市政情報等の放映が効果的なものになるよう、モニターの設置場所等に配慮するものとする。

(モニターが毀損等したときの対応)

第15条 受注者は、モニターが毀損及び汚損、紛失等したときは、速やかに復旧等の最適な措置を取らなければならない。

- 2 発注者は、モニターの毀損及び汚損、紛失等を発見したときは、速やかに受注者に通報しなければならない。
- 3 第1項に定める復旧にかかる経費は、受注者が負担する。

(モニターの一時撤去又は広告の一時削除)

第16条 発注者は、次の各号に該当する場合は、その問題が解決されるまでの間、受注者にモニターの一時撤去又は広告の一時削除（以下、「一時撤去等」という。）を指示することができ、受注者はこの指示に従わなくてはならない。

- (1) 発注者の指定する期日までに広告料の納付がないとき。
 - (2) 受注者が、法令又は本契約の内容に違反したとき。
 - (3) 広告主又は広告映像等の内容が千葉県広告掲載要綱等に違反したとき。
 - (4) 第8条第1項の規定に基づく広告映像等の内容の修正を受注者が行わないとき又は第14条第3項の規定に基づく発注者の助言及び指導に受注者が従わないとき。
 - (5) その他、モニターの設置及び広告の放映を継続することが社会通念上著しく不適切であると認められる相当かつ合理的な理由があると発注者が判断したとき。
- 2 前項の一時撤去等の理由となった問題が解消されたと発注者が認めるときは、受注者はモニターの設置及び広告の放映を再開することができる。
 - 3 第1項の一時撤去等並びに前項の再開にかかる費用は受注者が負担する。
 - 4 第1項の指示があったにも関わらず、一時撤去等に必要な相当期間内に受注者が一時撤去等を行わないときは、発注者は受注者の承諾を得ることなく自ら一時撤去等を行うことができ、これに要した費用は受注者が負担するものとするとともに、発注者は一時撤去等によって生じた受注者の損害を賠償しない。
 - 5 本条に基づき一時撤去等が行われた場合で、広告料が納付済の場合は、発注者は当該期間中の納付済広告料を違約金とみなし、受注者に返還しない。なお、本項の違約金は、損害賠償の予定又はその一部としない。

(発注者の解除権)

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、書面により受注者に催告したうえで、本契約を解除できる。

- (1) 法令に違反し、又は正当な理由なく本契約に違反したとき。
- (2) 本契約の内容の履行に関し、受注者又はその使用人等の関係者に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。
- (3) 受注者又はその使用人等の関係者に重大な社会的信用失墜行為があったとき。

(案)

- (4) 受注者につき、破産、民事再生、会社更生等の手続開始の申立て、租税滞納処分がなされるなど、その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当な理由があったとき。
- (5) 次条の規定によらないで、受注者が本契約の解除を申し出たときで、発注者が本契約の解除が相当であると認めるとき。
- 2 発注者は、前項各号に規定する場合のほか、行政目的等により、やむを得ず本契約を解除する必要があるときは、受注者との協議により本契約を解除することができる。
- 3 本条の規定により本契約が解除された場合において、受注者の責に帰すべき事由がある場合は、発注者は納付済広告料を違約金とみなし、受注者に返還しない。
- 4 前項の違約金は、損害賠償の予定、又はその一部としない。

(受注者の解除権)

- 第18条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、書面により発注者に催告したうえ、本契約を解除できる。
- (1) 発注者が正当な理由なく本契約に違反したとき。
- (2) 本契約の履行に関し、発注者に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。

(一時撤去等、解除に伴う広告主への賠償等)

- 第19条 受注者は、第16条第1項及び第4項の規定に基づく一時撤去等又は第17条第1項の規定に基づく解除が行われた場合に、広告主に対して損害の賠償及び報酬等の返還を行う必要が生じたときは、自己の責任と負担において解決するものとする。

(損害賠償)

- 第20条 受注者は、第7条第1項に基づき広告の掲載が認められなかった場合、第8条第1項に基づく修正を行った場合、第14条第3項に基づく助言・指導に従った場合、第16条第1項及び第4項の規定に基づく一時撤去等がなされた場合又は第17条第1項の規定に基づく解除がされた場合は、発注者に対し損害賠償を請求しないものとする。
- 2 発注者は、本契約の履行に関して、発注者の責に帰すべき事由により受注者に損害を与えたときは、その損害の賠償をしなければならない。ただし、二次的損害ないし間接損害についてはこの限りではない。
- 3 受注者は、本契約の履行に関して、受注者の責に帰すべき事由により発注者に損害を与えたときは、その損害の賠償をしなければならない。ただし、二次的損害ないし間接損害についてはこの限りではない。
- 4 第2項及び第3項に規定する損害賠償の額は、発注者及び受注者で協議して定めるものとする。

(第三者の損害・紛争)

- 第21条 本契約によって第三者に生じた損害の賠償に関しては、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 当該損害が発注者の責に帰すべき事由により生じたときは、発注者が自らの責任と負担をもって解決する。
- (2) 当該損害が受注者の責に帰すべき事由により生じたときは、受注者が自らの責任と負担をもって解決する。
- 2 前項に定める場合のほか、本契約の履行について第三者との間で生じた紛争については、発注者及び受注者で協議して、その責任に応じてその処理解決にあたるものとする。
- 3 受注者は、モニターの設定に伴い、対人及び対物に係る損害保険に加入しなければならない。

(案)

(原状回復)

- 第22条 受注者は、契約期間が満了したとき、第16条第1項及び第4項の規定に基づくモニターの一時撤去等がなされた場合又は第17条第1項の規定に基づく解除がされたことによりモニターを撤去するときは、発注者の指示に従い、自己の費用をもって速やかに原状回復をしなければならない。
- 2 前項の場合において、受注者がモニターを撤去しないとき又はモニター設置場所を原状回復しないときは、発注者はこれを撤去し又は原状回復することができる。この場合において、発注者は、撤去又は原状回復に関する費用を受注者に請求できる。

(著作権等)

- 第23条 受注者は、モニターの設定及び広告の制作に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- 2 発注者が、本契約に基づいて設置したモニター及び広告が掲載されている写真又は画像データを施設や事業の紹介等の行政目的のために千葉市が作成又は関与する印刷物又はホームページ等に掲載する場合は、受注者はその掲載を許諾するとともに、広告主からの許諾も得るように努めなくてはならない。ただし、広告主又は第三者の権利を侵害し、又はそのおそれがある場合はこの限りではない。

(市政情報及び広告の作成、権利処理の保証、流用禁止)

- 第24条 受注者が本契約に基づいて設置したモニターで放映する市政情報等は、発注者の提供する市政情報の素材をもとに作成（データ変換等を含む。）するものとする。
- 2 発注者は、受注者に提供する市政情報の素材の内容が第三者の権利を侵害するものではないこと及び市政情報の素材の内容にかかる財産権のすべてにつき合理的な権利処理が完了していることを保証する。
- 3 発注者は、受注者がモニターで放映するために作成した発注者の市政情報を、受注者のモニター以外で放映してはならない。ただし、あらかじめ受注者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(広告販売業務の委託)

- 第25条 受注者は、発注者に対し事前に通知した上で、広告主の募集及び広告契約の締結等の広告販売業務の一部を第三者の販売代理店に委託をすることができる。この場合、受注者は当該販売代理店に対し、本契約に定める条項のほか、受注者が本契約を履行する上で遵守すべき条項を遵守させなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

- 第26条 受注者は本契約から生じる一切の権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡、継承、担保提供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(裁判管轄)

- 第27条 本契約に関する訴訟は、千葉地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義の解釈等)

- 第28条 本契約の定めに疑義が生じたとき、また本契約に定めのない事項については、発注者受注者協議して定めるものとする。

(案)

(契約の有効期間)

第29条 本契約の有効期間は契約締結日から令和12年5月31日までとする。

(秘密の保持)

第30条 発注者及び受注者は、この契約の履行に関して知りえた秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

本契約を証するため本書2通を作成し、各々記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和7年 月 日

発注者 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長 印

受注者
印